

令和4年度第1回越谷市国民健康保険運営協議会

日 時 令和4年（2022年）8月18日（木）午後2時～

場 所 市役所本庁舎8階 第1委員会室

次 第

1. 開 会

2. あ い さ つ

3. 自 己 紹 介

4. 議 事

（1）令和3年度越谷市国民健康保険特別会計決算について……………資料1-1

・赤字削減・解消計画の進捗状況……………資料1-2

・越谷市国民健康保険特別会計赤字削減・解消計画の変更について…参考資料

（2）「第2期越谷市国民健康保険保健事業実施計画」及び「第3期越谷市特定健康
診査等実施計画」に基づく令和3年度実施事業の実績報告について…資料2

5. そ の 他

6. 閉 会

令和3年度 越谷市国民健康保険特別会計決算状況

(単位:円・%)

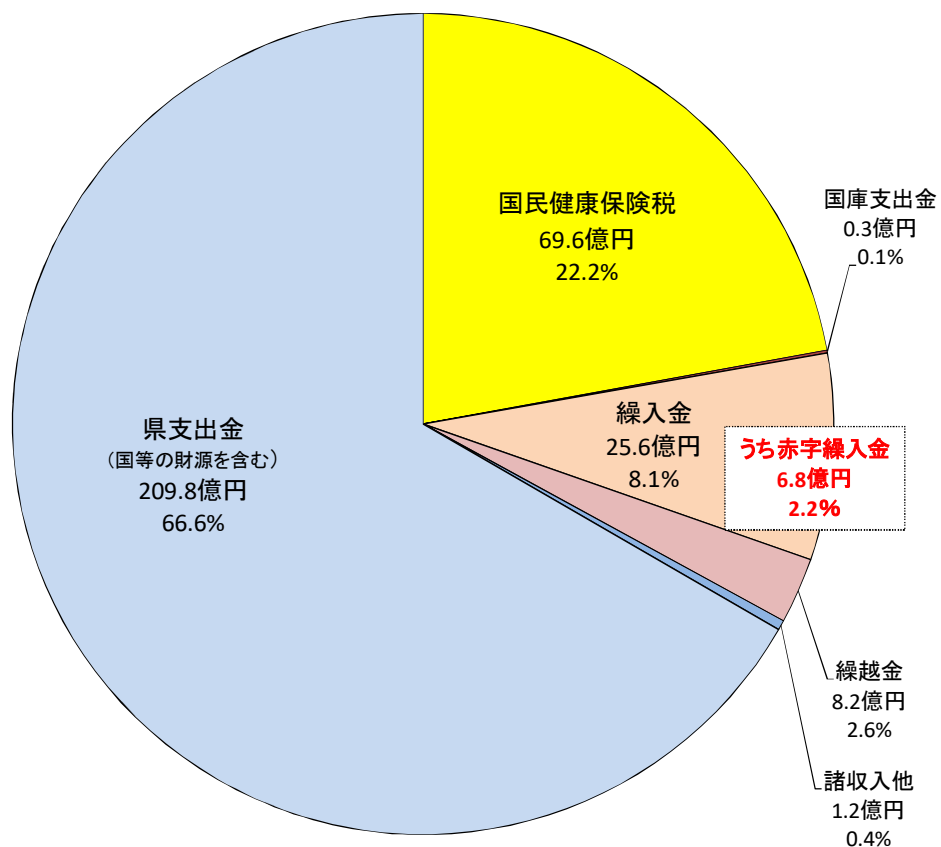
区 分	令和3年度決算額		令和2年度決算額		増 減 額	
	①	構成比	②	構成比	① - ②	増減率
歳 入 総 額	31,474,932,111	100.0	30,739,917,821	100.0	735,014,290	2.4
1 国民健康保険税	6,958,365,989	22.2	7,156,731,811	23.4	△ 198,365,822	△ 2.8
3 国庫支出金	34,981,000	0.1	97,711,000	0.3	△ 62,730,000	△ 64.2
4 県支出金	20,976,113,250	66.6	20,552,354,274	66.8	423,758,976	2.1
5 財産収入	6,306	0.0	6,323	0.0	△ 17	△ 0.3
6 繰入金	2,561,234,236	8.1	2,067,731,226	6.7	493,503,010	23.9
繰入金のうち、その他一般会計繰入金	724,000,000	(2.3)	232,000,000	(0.8)	492,000,000	212.1
7 繰越金	816,333,071	2.6	767,543,099	2.5	48,789,972	6.4
2,8諸収入 他	127,898,259	0.4	97,840,088	0.3	30,058,171	30.7
歳 出 総 額	30,686,077,763	100.0	29,923,584,750	100.0	762,493,013	2.5
1 総務費	539,580,358	1.8	533,518,085	1.8	6,062,273	1.1
2 保険給付費 ※1	20,656,787,716	67.3	20,244,463,303	67.7	412,324,413	2.0
3 国民健康保険事業費納付金	8,700,470,632	28.3	8,371,802,625	28.0	328,668,007	3.9
4 共同事業拠出金	505	0.0	3,285	0.0	△ 2,780	△ 84.6
5 保健事業費	300,480,207	1.0	281,548,312	0.9	18,931,895	6.7
6 基金積立金	6,306	0.0	6,323	0.0	△ 17	△ 0.3
7,8,9諸支出金 他	488,752,039	1.6	492,242,817	1.6	△ 3,490,778	△ 0.7
形式収支(次年度繰越金)	788,854,348		816,333,071		△ 27,478,723	△ 3.4
単年度純収支 ※2	△ 371,478,723		156,789,972		△ 528,268,695	皆減

※1 出産育児一時金・葬祭費・審査支払手数料を含む。

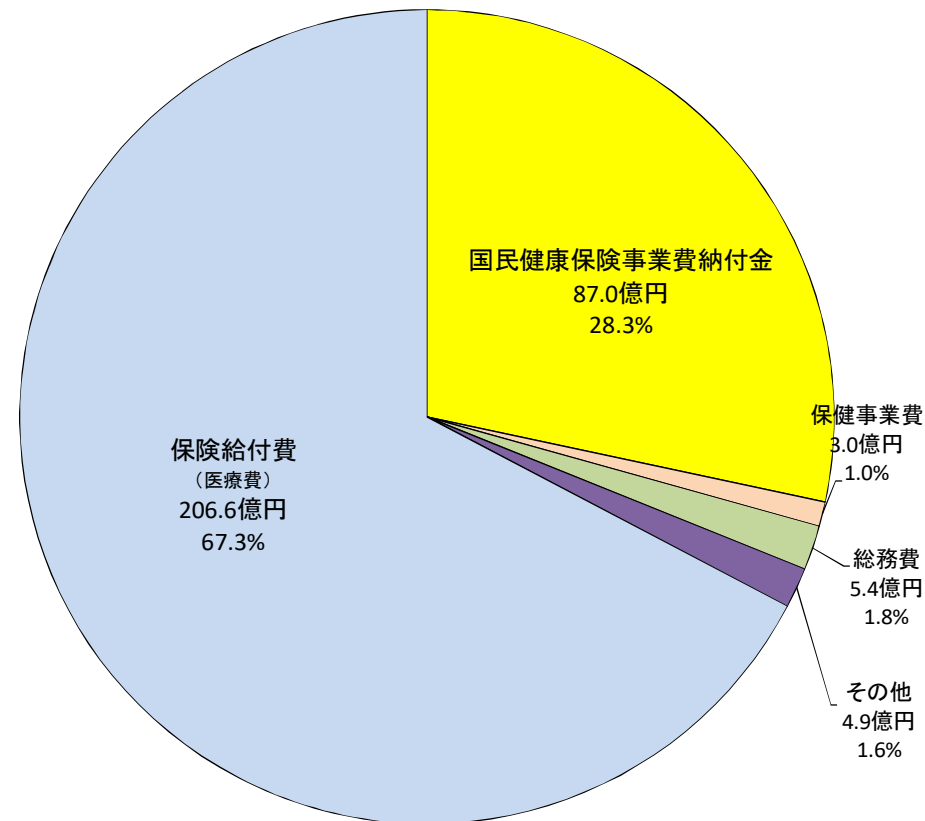
※2 単年度純収支 = (歳入総額 - 財産収入 - その他一般会計繰入金[法定外] - 前年度繰越金) - (歳出総額 - 一般会計繰出金 - 基金積立金)

令和3年度国民健康保険会計決算の概要

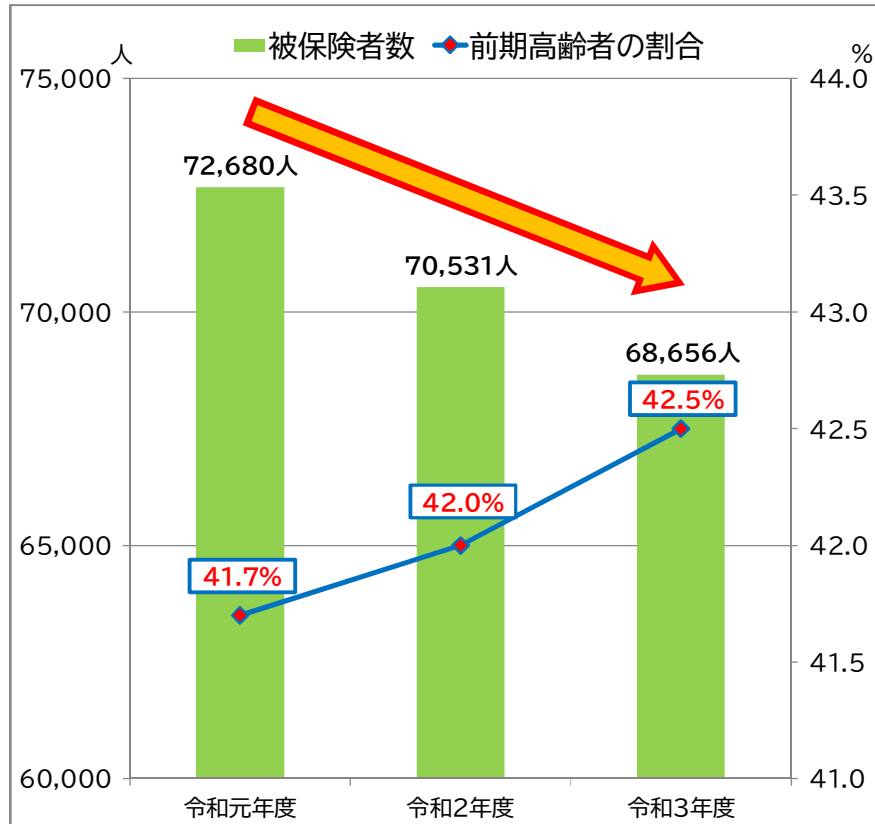
歳入 314.7億円



歳出 306.9億円



被保険者数の推移

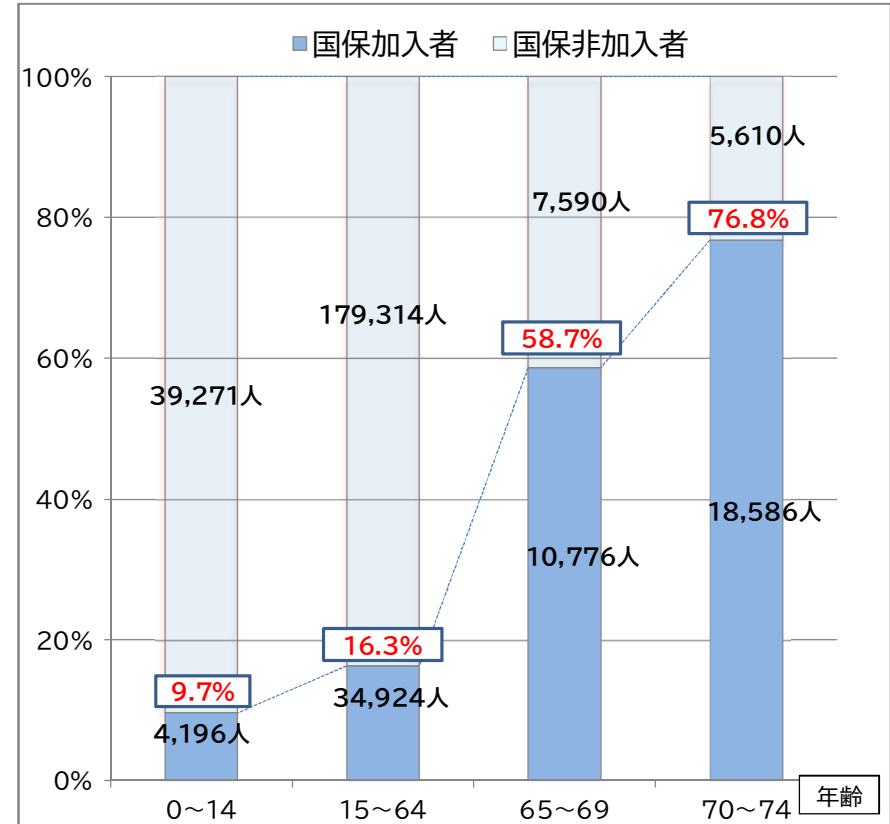


	令和元年度	令和2年度	令和3年度
世帯数	47,086世帯	46,475世帯	45,728世帯
被保険者数	72,680人	70,531人	68,656人
うち前期高齢者の数	30,279人	29,603人	29,202人
割合	41.7%	42.0%	42.5%

※3月～2月までの1年間の平均を算出。

※前期高齢者・・・65歳以上75歳未満の被保険者

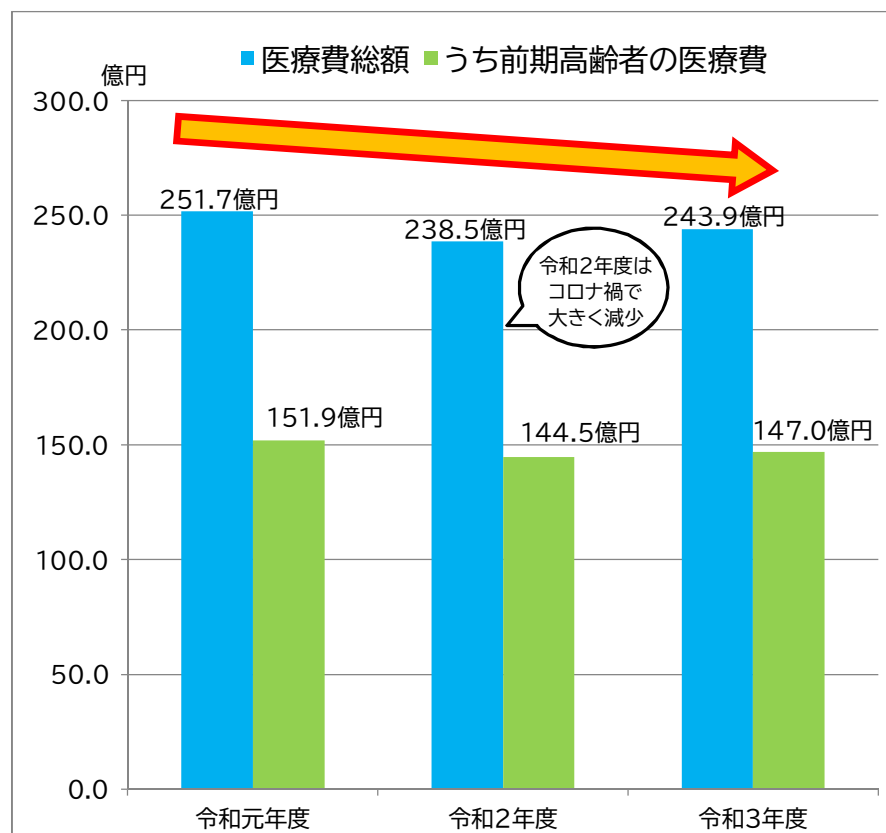
年齢階層別国保加入状況



年齢	越谷市人口	国保被保険者	国保加入割合
0～14歳	43,467人	4,196人	9.7%
15～64歳	214,238人	34,924人	16.3%
65～69歳	18,366人	10,776人	58.7%
70～74歳	24,196人	18,586人	76.8%

※令和3年9月末現在。

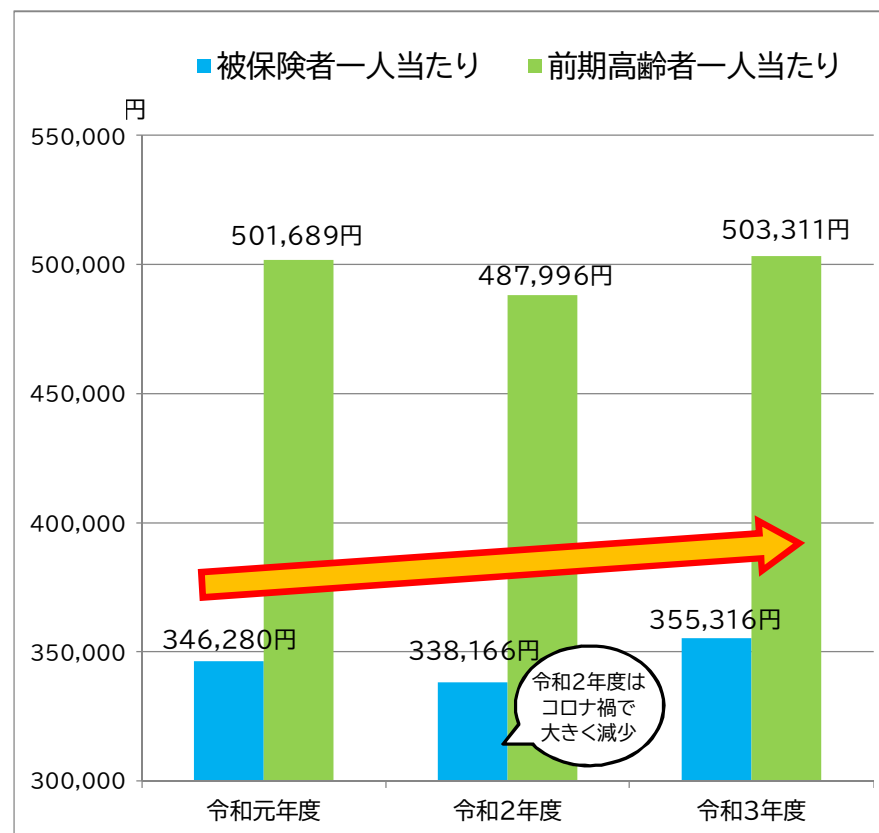
医療費総額の推移



	令和元年度	令和2年度	令和3年度
医療費総額	251億7千万円	238億5千万円	243億9千万円
うち前期高齢者の医療費	151億9千万円	144億5千万円	147億円
割合	60.4%	60.6%	60.2%

※医療費は10割分の額(自己負担額と保険者負担額の合計)。

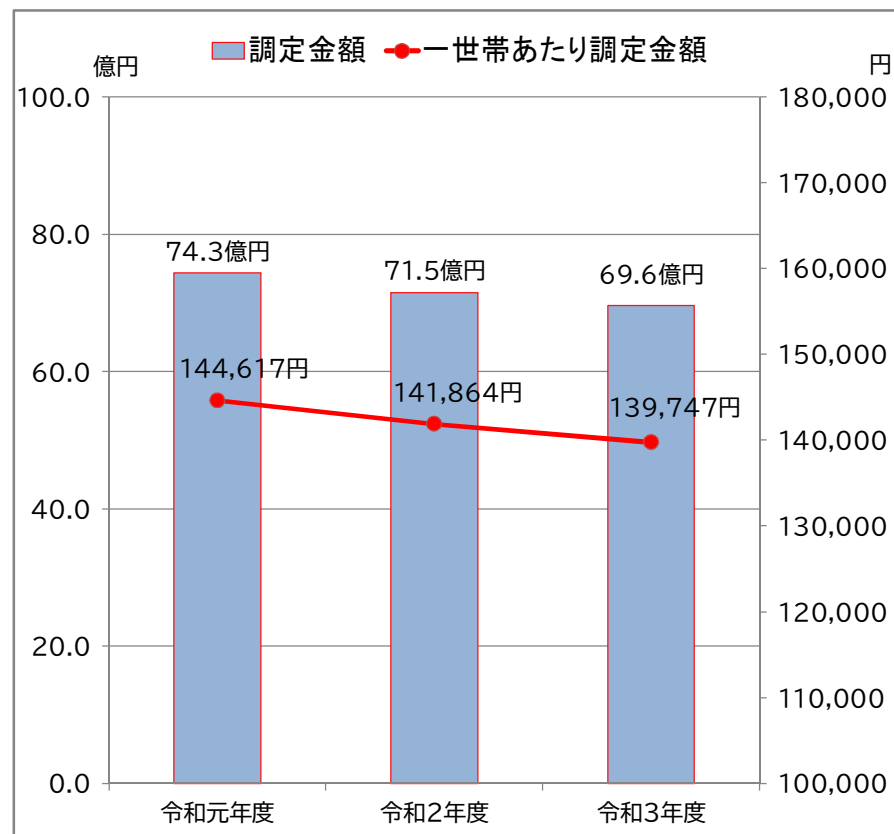
一人当たりの医療費



	令和元年度	令和2年度	令和3年度
被保険者一人当たり医療費	346,280円	338,166円	355,316円
うち前期高齢者一人当たり	501,689円	487,996円	503,311円

○令和3年度は前年度の新型コロナウイルス感染症に伴う受診控えなどの反動で、一人当たり医療費が前年度から約17,000円の増となりました。

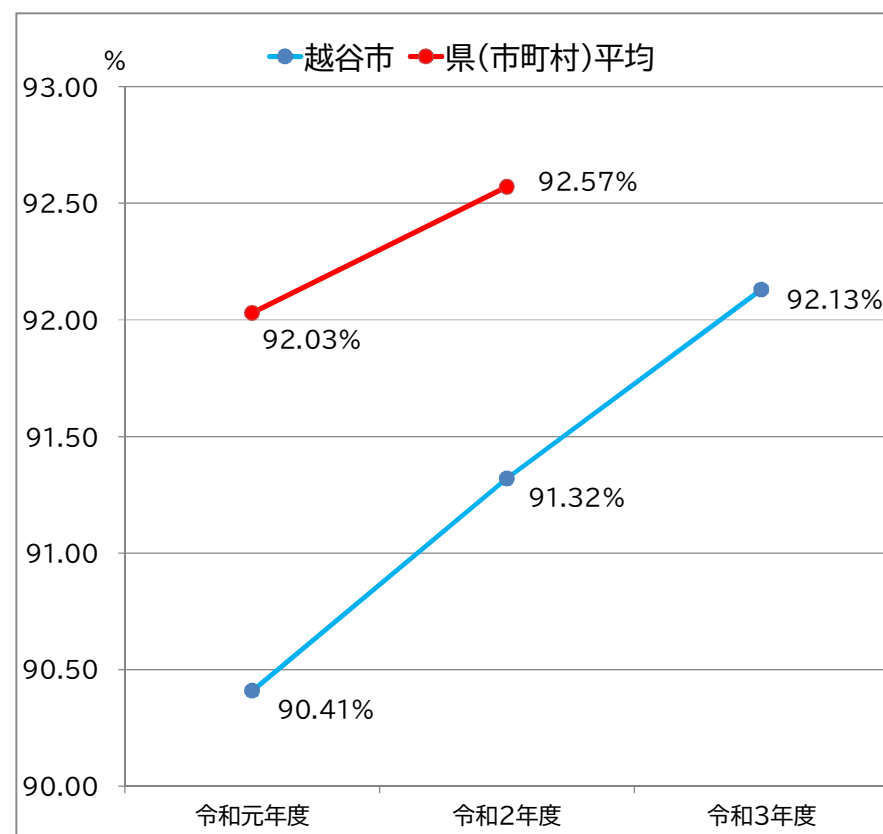
国民健康保険税調定総額(現年度分)の推移



	令和元年度	令和2年度	令和3年度
調定金額	74億3千万円	71億5千万円	69億6千万円
一世帯あたり調定金額	144,617円	141,864円	139,747円

※世帯数は課税上の年間世帯数で算定。

国民健康保険税収納率(現年度分)の推移



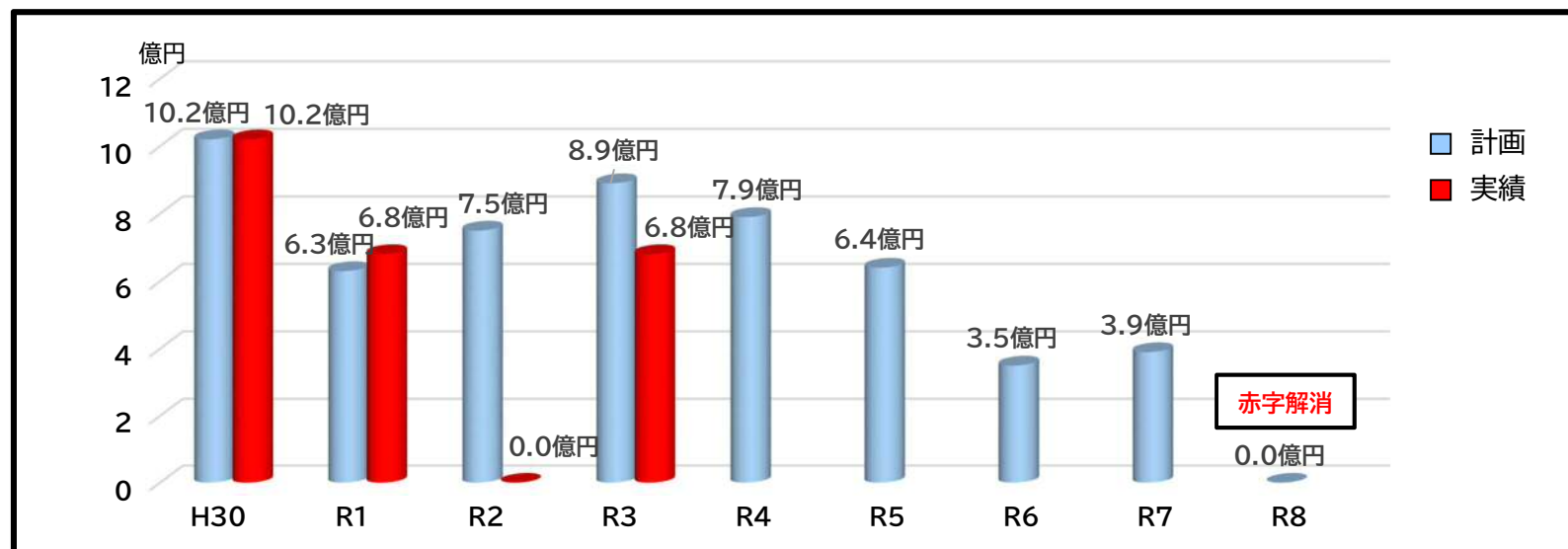
	令和元年度	令和2年度	令和3年度
越谷市	90.41%	91.32%	92.13%
県(市町村)平均	92.03%	92.57%	—

※数値は実収納率。

※実収納率 = (収納額累計 - 還付未済額) / (調定額累計 - 居所不明分)

赤字削減・解消計画の進捗状況

年度 項目	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計 画	10億2,473万円	6億3,380万円	7億4,870万円	8億8,824万円	7億9,300万円	6億4,100万円	3億5,200万円	3億9,100万円	0円
実 績	10億2,473万円	6億8,379万円	0円	6億7,793万円					
差	0円	+4,999万円	▲7億4,870万円	▲2億1,031万円					
備 考		税率改定			税率改定		税率改定見込		税率改定見込



※埼玉県国民健康保険運営方針（第2期）において、令和8年度までの赤字解消が目標とされた。

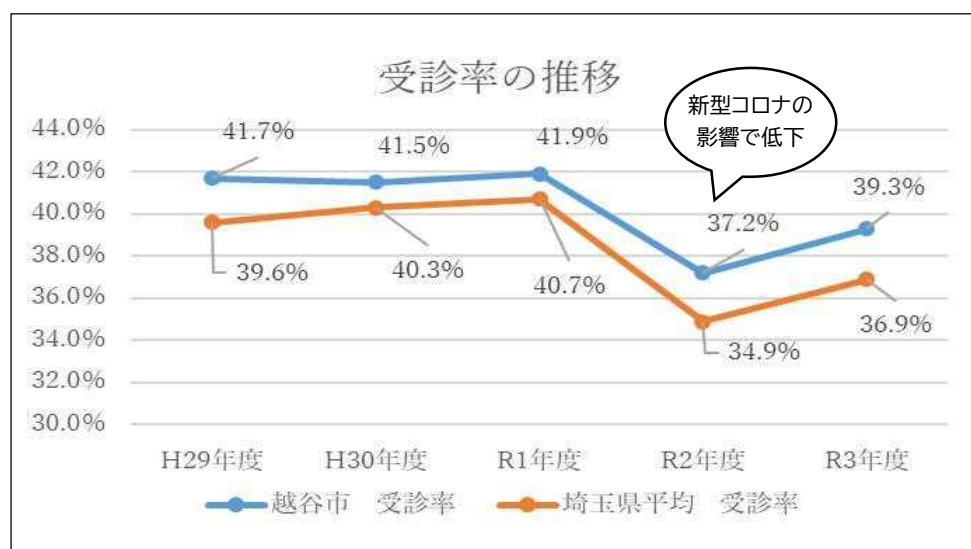
※令和2年度は県に支払う納付金が精算のために前年度よりも約8億6千万円減少したため、一時的に赤字が解消した。

「第2期越谷市国民健康保険保健事業実施計画」及び「第3期越谷市特定健康診査等実施計画」に基づく令和3年度実施事業の実績報告

国民健康保険では増え続ける医療費への対策が大きな課題となっています。医療費を縮減するためには、生活習慣病の予防・早期発見・早期治療などの取組みが重要となります。越谷市では、以下のような保健事業を計画的かつ効果的に実施することで医療費の縮減に努めています。

1. 特定健康診査

生活習慣病は自覚症状が少なく、気づかないうちに進行してしまいます。そのため、生活習慣病にかかりやすくなる40歳以上の国保加入者を対象に、生活習慣病を予防・早期発見するための特定健康診査(身長・体重・腹囲・血圧等の測定、尿検査、血液検査など)を無料で実施しています。



2. 特定健康診査の未受診者勧奨事業

国保の特定健康診査の受診率は40%程度と社会保険に比べて低いことから、受診率向上対策として、医療機関や自治会掲示板へのポスター掲示や自治会回覧板などで周知啓発活動を行うとともに、未受診者に対しては、受診勧奨ハガキの送付や電話での勧奨を行っています。

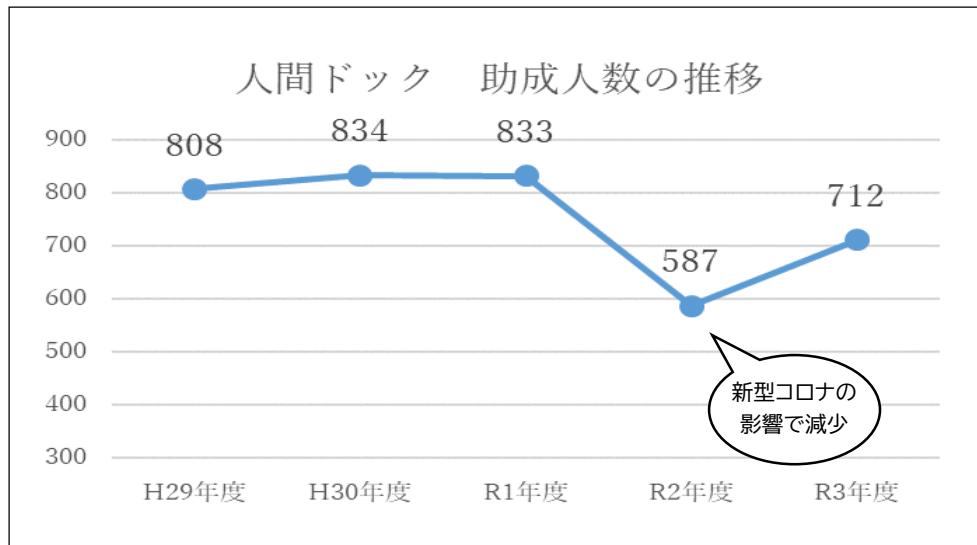
【未受診者勧奨の実績】

年度	受診勧奨ハガキの送付	送付件数	電話での勧奨	架電件数
R3	未受診者の直近の健診受診状況などを5パターンに分類し、それぞれの分類に合った内容の勧奨ハガキを送付	29,100 件	勧奨ハガキを送った未受診者のうち、直近3年間の健診の受診が不定期である方に電話による勧奨を実施	3,048 件

3. 人間ドック検診料助成事業

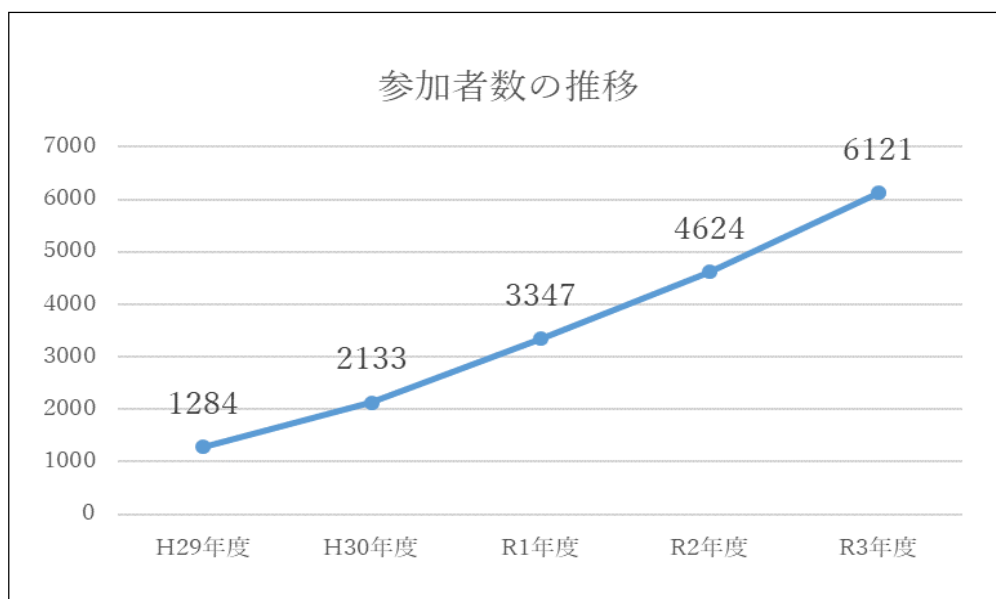
市が実施する特定健康診査ではなく、より多くの検査を行う人間ドック検診を受けられた方に対して、健康の保持増進を図ることを目的に、人間ドックの検査に要した費用の一部を助成しています。

対象は40歳以上の市の特定健康診査を受診していない国保加入者で、1万円を上限として人間ドックの検診費用を助成しています。



4. 埼玉県コバトン健康マイレージ事業

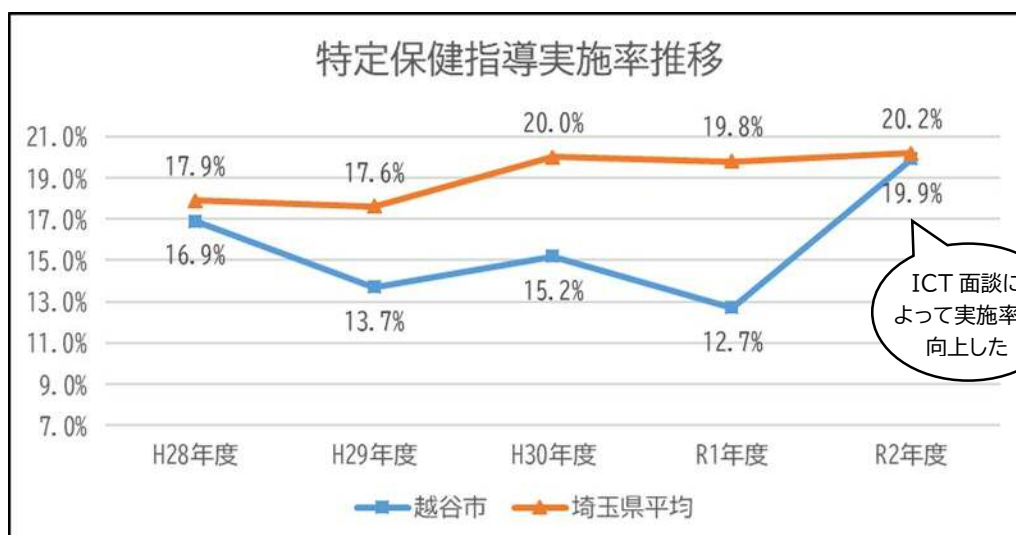
歩いた歩数や各種検(健)診の受診、健康教室の参加などに対してポイントを付与し、貯まったポイントによって抽選で市や県内の特産品等を提供する「埼玉県コバトン健康マイレージ事業」を埼玉県と県内市町村とで共同で実施し、手軽に楽しみながら参加者の健康づくりを支援しています。



5. 特定保健指導

特定健康診査の結果、生活習慣病のリスクが高いと判定された方に対し、食生活の見直しや適度な運動などで生活習慣を改善するプログラムを行う特定保健指導を実施しています。この保健指導により、生活習慣病を予防・改善し、対象者の健康増進と医療費の縮減に繋がっていきます。

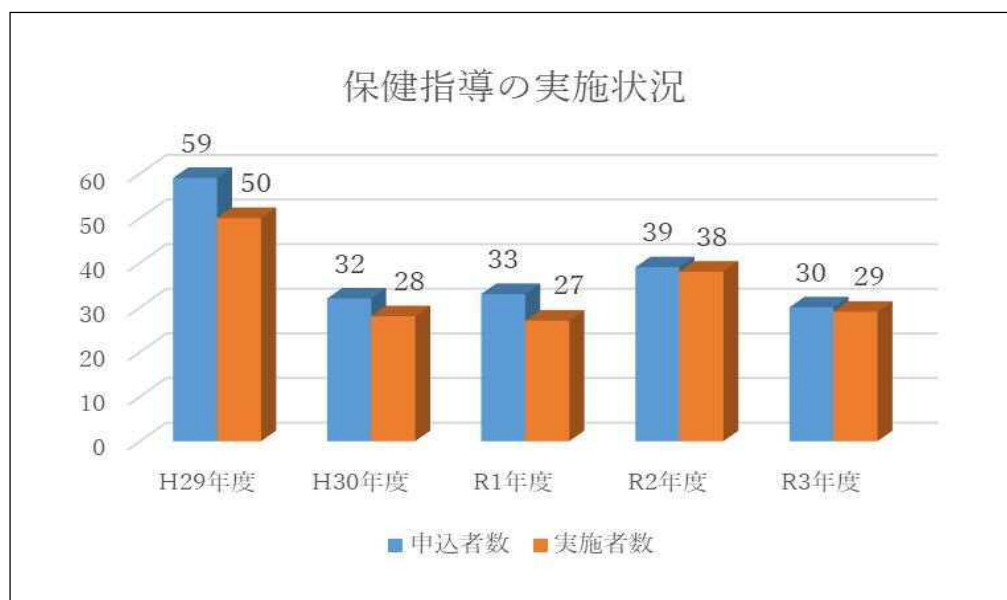
なお、令和2年度から、対面での保健指導に加え、新型コロナウイルス感染症の感染予防の観点から、パソコンやスマートフォンなどのICT機器を活用した遠隔での面談による保健指導を本格的に始めた結果、特定保健指導の実施率が向上しました。



6. 糖尿病性腎症重症化予防対策事業

特定健康診査の結果、糖尿病が重症化するリスクの高い医療機関への未受診者と受診中断者を医療に結びつける「受診勧奨」と、糖尿病性腎症で通院する患者のうち、重症化リスクが高い患者に対して「保健指導」を実施することで、糖尿病患者が人工透析へと移行することを防止しています。

この事業は、平成28年度から、埼玉県・埼玉県国民健康保険団体連合会・県内市町村との共同事業として実施しています。



7. 健診異常値放置者・治療中断者重症化予防事業

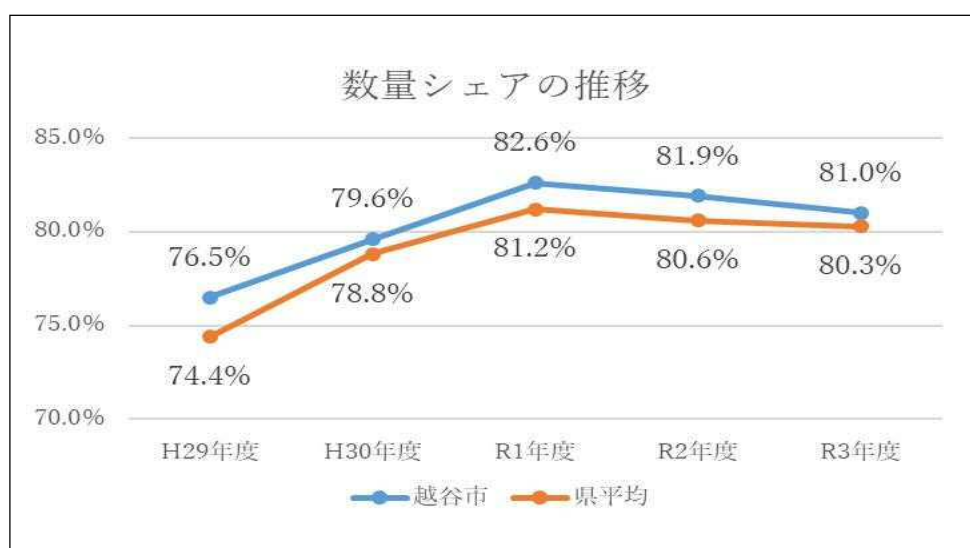
特定健康診査の結果、血圧や脂質の値が受診勧奨値にもかかわらず、医療機関を受診していない方に対し、医療機関への受診を促す通知を送付し、生活習慣病が重症化することを予防しています。

この事業は、令和3年度から新たに始めた事業で、令和4年1月に73名、3月に233名に通知を送付しました。

8. 後発医薬品(ジェネリック医薬品)利用差額通知書

同一の効能・効果があり、新薬と比べて安価である後発医薬品(ジェネリック医薬品)の利用を促進するため、高血圧、脂質異常症、糖尿病に関する医薬品を、ジェネリック医薬品に切り替えた場合に、1か月の自己負担額を100円以上安くできる方に、利用差額通知書を送付しています。

政府は、ジェネリック医薬品の普及が患者負担の軽減と医療保険財政の改善に資するとして、ジェネリック医薬品を積極的に推進しており、数量シェアを80%以上にする目標が設けられましたが、本市では令和元年度にこの目標を達成しています。



9. 重複頻回・服薬対策事業

同一疾病の診療で複数の医療機関に受診している方や同一薬効の調剤の投与を重ねて受けている方(本人)及びその家族に対し、保健師が適切な療養方法などの指導を行い、対象者の健康保持と早期回復を目指しています。

また、令和3年度からは、新たに同一月内に10種類以上の医薬品の処方が3か月続く多剤服薬者に、服薬している薬の確認を促す通知を送付しています。

【重複頻回・服薬対策事業の実績】

年度	内 容	実施人数
令和3年度	文書による通知指導	19 人
	訪問指導	2 人
	電話指導	8 人
	多剤服薬者に対する通知	763 人

保健事業の実績・評価一覧表(令和3年度)

アウトカムの実績値にある記号については以下のとおり
○：目標達成 ×：目標未達成 －：数値が確定していない項目

アウトプット(実施状況・実施量)				アウトカム(成果)			評 価	課 題
R3年度目標値		実績値		R3年度目標値		実績値		
1. 健康管理意識の向上								
①特定健康診査	受診率 50%以上	－	3 9 . 3 % (6 月未現在)	血圧有所見者の割合 46.4%以下	×	54.6%	○特定健診の受診率は 11 月の法定報告で確定するが、未達成の見込みである。 ○血圧有所見者の割合は令和 2 年度より 0.5 ポイントの減少、HbA1c 有所見者については令和 2 年度より 1.8 ポイントの増加となり、両項目ともに未達成となった。	○特定健診の受診率は、伸びが鈍化しており、受診勧奨方法や事業の周知方法を見直す必要がある。 ○健診受診者に検査値の減少が認められることから、受診する事による生活習慣の見直しや医療機関への受診勧奨効果等、一定の効果があると考えられる。
				HbA1c 有所見者の割合 47.4%以下	×	50.4%		
②特定健康診査の未受診者勧奨 (ハガキ)	対象者への通知率 1 0 0 %	○	1 0 0 %	受診率 3 ポイント以上の向上	×	2 . 4 ポイント向上	○R3 年度から受診率を向上させるための受診勧奨専門業者への業務委託を実施した。 ○健診未受診者を分類分けし、それぞれに合った内容の通知を送付することで受診への行動変容を促す効果の高い勧奨を行った。前年度から受 診率の向上はあったものの目標には達しなかった。	○新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、特定健診の受診勧奨の実施を見送った。
③特定健康診査の未受診者勧奨 (電話)	対象者への架電率 6 4 . 1 %	×	4 9 . 5 %	受診率 3 ポイント以上の向上	×	2 . 4 ポイント向上	○R3 年度から受診率を向上させるための受診勧奨専門業者への業務委託を実施した。 その結果、R2 年度までは 8 0 0 件の架電件数だったのに対し、約 3 , 0 0 0 件の架電件数を確保することができた。対象者に何らかのコンタクトがとれた架電率は 49.5%で目標に達しなかったが、メッセージを届けることができた件数は格段に増えている。	○電話勧奨の効果が低い男性や年代の低い層に対する勧奨方法を検討する必要がある。 ○実績を踏まえ、ターゲットごとに伝えるべきメッセージを精査し、また、受診につながるような効果的な話し方などの検討が必要である。
④人間ドック検診料助成事業	助成人数 850 人以上	×	7 1 2 人	特定健診受診率への換算率 1.56%以上	×	1.54%	○コロナ禍の影響もあり、検診料助成人数、特定健診受診率、換算率とも未達成であった。	○引き続き、検診料助成の周知に努め、 特定健診受診率の向上に寄与できるよう事業を進めていく。
⑤埼玉県コバトン健康マイレージ事業	前年度参加者数より 500 人以上増加	○	1 , 4 9 7 人	1 日 8,000 歩以上 (1 カ月平均) 達成した人数 年間 1,200 人以上	○	5 , 8 3 1 人	○参加者の増加数、1 ヶ月の平均歩数が 1 日 8,000 歩以上達成した人数ともに大幅に達成した。	○引き続き、コバトン健康マイレージ事業の周知に 努め、参加者の健康増進に寄与できるようにする。
2. メタボリックシンドローム該当者・予備群の減少								
①特定保健指導	実施率 5 0 %以上	－	4 . 0 % (6 月未現在)	B M I が減少した人の割合 70.1%	－	令和 3 年度 は集計中	○特定保健指導の実施率は、1 1 月に確定するが、目標値の達成は難しい見込みである。 ○令和 2 年度と比べ実施率は減少する見込みである。	○委託により事業を実施しているが、利用率が伸びていない。 ○委託事業者との利用率向上に向けた共通認識をはかり、改善策を講じる必要がある。 ○特定保健指導利用者に対する特典などインセンティブを企画することで実施率の向上を目指す。

アウトプット(実施状況・実施量)			アウトカム(成果)		評 価	課 題
R3年度目標値		実績値	R3年度目標値	実績値		

3. 生活習慣病重症化予防の強化

①生活習慣病重症化予防対策事業 （受診勧奨）	通知回数 2回 電話回数 1回	○	通知回数 2回 電話回数 1回	勸奨後の医療機関受診率 未受診者 20%以上 中断者 28.1%	×	未受診 11.8% 中断者 25.0%	○実施については計画通り達成できているが、事業成果としては未達成となっている。	○埼玉県の共同事業で行なっているため、事業の内容について参加市町村と協議し、要望を出すなど、働きかけを検討する必要がある。
②生活習慣病重症化予防対策事業 （保健指導）	参加者数 60人以上	×	29人	事業参加者のHbA1c 値の平均改善率 0.2ポイント以上	○	0.4ポイント改善	○実施については目標値から大幅な未達成となったが、参加者の成果については目標達成となった。	○目標達成に向け、参加医療機関へ働きかけを行なう等、事業周知を勧める検討が必要と考える。 ○成果については埼玉県に指導内容の改善等を働きかける検討をする。
③健診異常値放置者・治療中断者重症化 予防事業	対象者への 通知率 100%	○	100%	事業対象者の 医療機関受診率	－	令和3年度 は集計中	○R3年度は1月に73名への通知、3月に233名に通知を発送。その後の受診状況については現在集計中。	○今後受診率がわかり次第、今年度の通知方法等について検討する。

4. 医療費適正化対策の推進

①ジェネリック医薬品普及促進事業	差額通知回数 2回	○	2回	数量シェア 80%以上	○	81.3%	○令和2年度中に80%以上という国が掲げた目標を達成した。 ○差額通知の発送やジェネリック希望シールの配布などによる効果があったと思われる。	○今後も新たな対象者が見込まれることから、引き続き差額通知の発送等で被保険者に対し周知を行い、数量80%以上を維持していく必要がある。
------------------	--------------	---	----	----------------	---	-------	---	---

国民健康保険の制度と現状について

越谷市 国保年金課

国民健康保険とは？

国保は**健康保険**の1つである。

- ①健康保険とは、病気の際に少ない自己負担(3割又は2割)で医療(給付)を受けられる**相互扶助の制度**である。

【例】医療費が1万円で3割負担の場合



健康保険(越谷市の国保)が負担

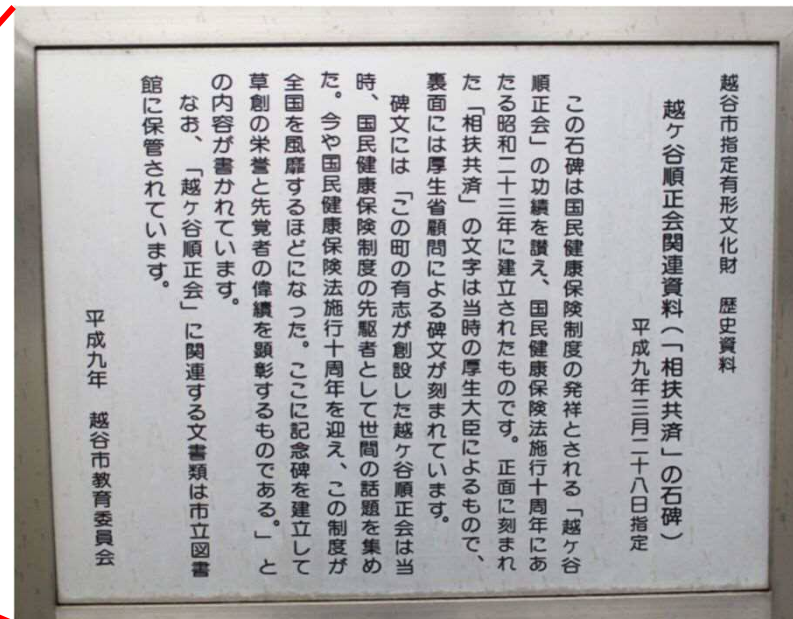
個人が負担

- ②医療給付を行うためには、財源が必要であり、国保では、そのために加入者から保険税をいただいている。

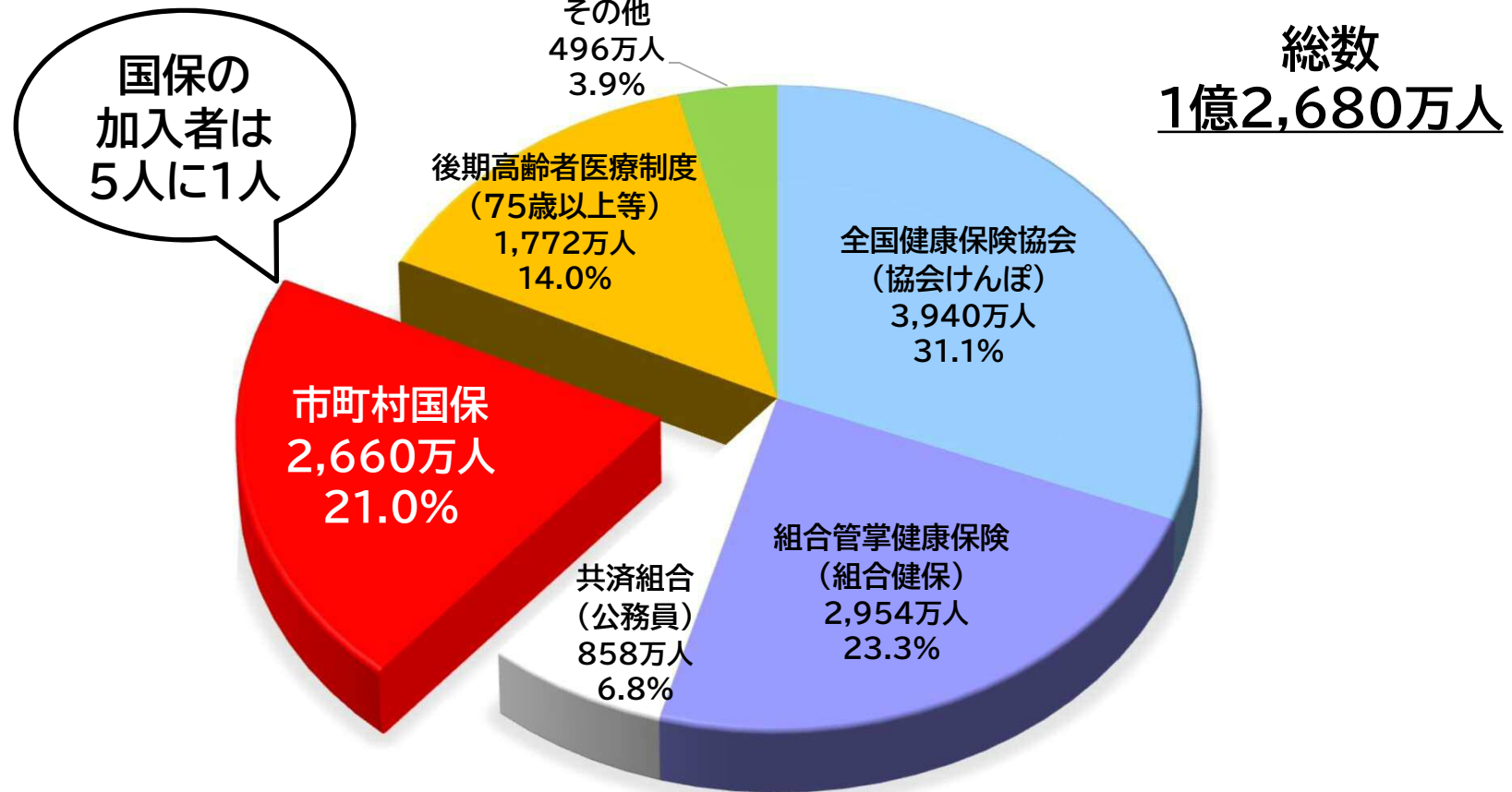
⇒国保は、安心して医療が受けられるよう**加入者がお金(保険税)を出し合って、助け合う制度**

越谷は国保発祥の地です！

- ・日本初の地域健康保険制度「越ヶ谷順正会」が昭和10年に発足し、その3年後に国民健康保険法が制定されたため、越谷は国民健康保険の発祥の地とされています。
- ・そのため、国民健康保険法施行10周年を記念して、昭和23年に『相扶共済』（相互に助け合い力を合わせる）の石碑が敷地内に建立されました。



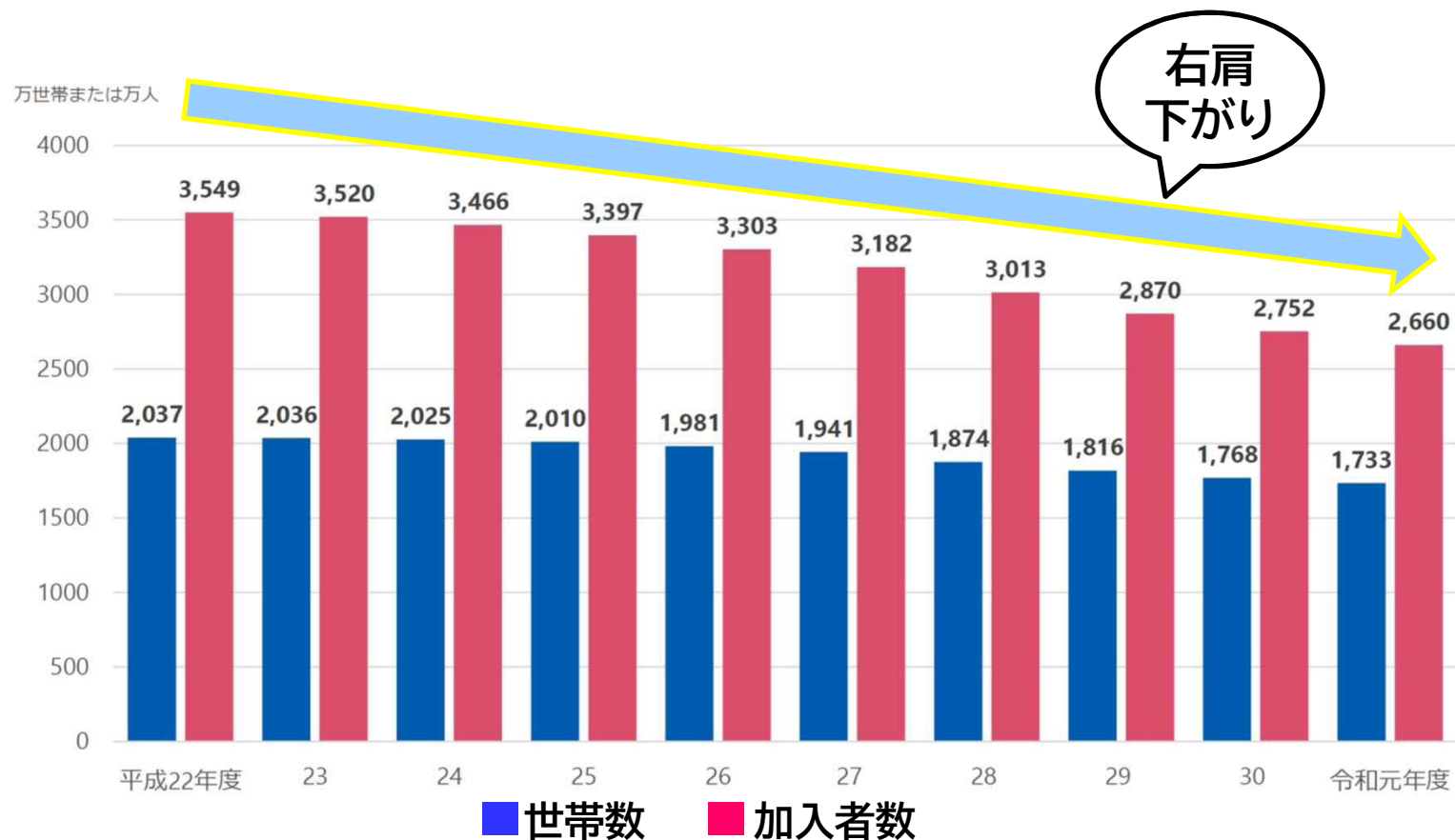
健康保険の制度別内訳



平成31年3月末現在

国保の特徴①（加入者が減っている）

- ・少子化や社会保険への切り替わり等によって、年々加入者が減っている。



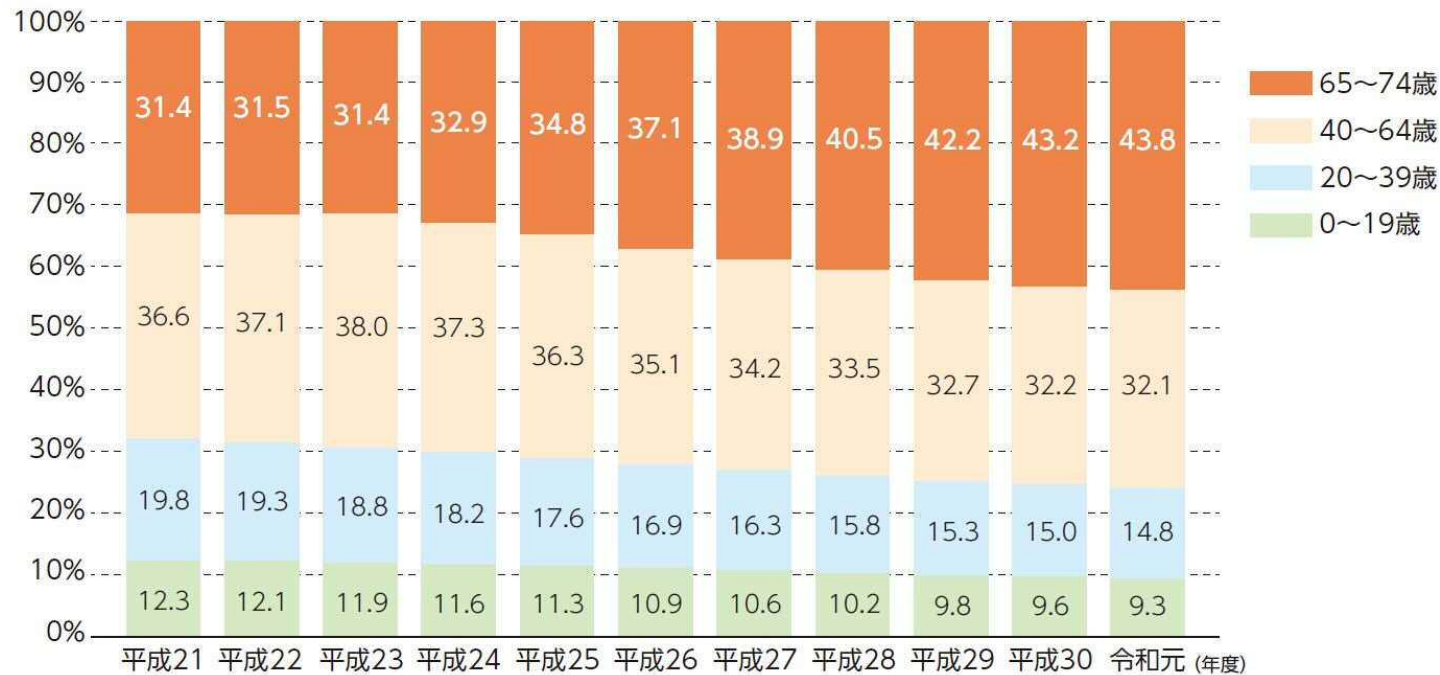
国保の特徴②（年齢層が高い）

- ・国保は、会社の定年後に加入する方が多いため、平均年齢が高い。

平均年齢(平成30年度)

国保: **53.3歳** 協会けんぽ: **37.8歳** 組合健保: **35.1歳**

- ・現在、**前期高齢者(65～74歳)**が**4割以上**を占めており、年々増加傾向にある。

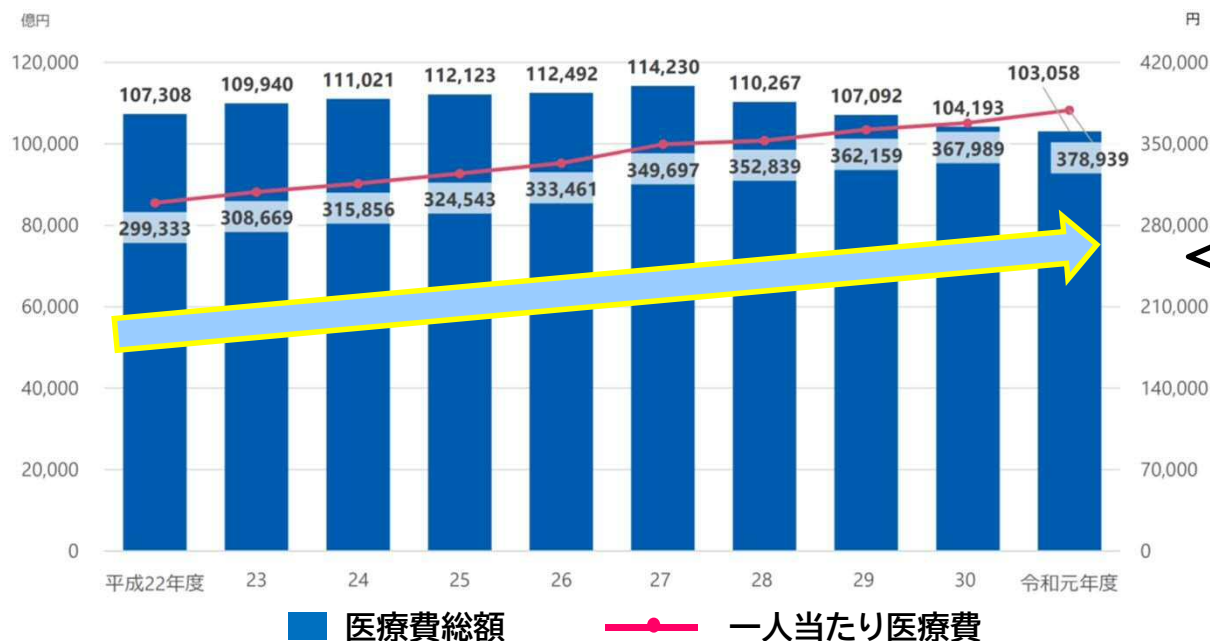


国保の特徴③（1人当たりの医療費が高い）

- ・国保は、高齢者が多いため、一人当たりの医療費が他の健康保険よりも高い。

	国 保	協会けんぽ	組合健保	
加入者一人当たりの医療費	36.8万円	18.1万円	16.0万円	（平成30年度）

- ・高齢化や医療の高度化などで、国保の一人当たりの医療費は増加傾向にある。



加入者の減少で
医療費総額は
減少しているが、
一人当たりの医療費は
増加傾向にある

国保の特徴④（低い所得と他からの支援）

- ・国保は、退職者や高齢者が多いため、一人当たりの平均所得が低い。

	国 保	協会けんぽ	組合健保
加入者一人当たり平均所得	88万円	156万円	222万円

（平成30年度）

- ・国保は、高齢者が多く医療費が高い、低所得者が多いなど構造的に財政基盤が脆弱であるため、多くの公費(国・県・市町村)が投入されている。

	国 保	協会けんぽ	組合健保
公費負担	4兆3,734億円 (うち国3兆1,741億円)	1兆2,357億円 (全額国費)	720億円 (全額国費)

（令和3年度予算ベース）

- ・さらに、会社を退職した前期高齢者が多いことから、現役世代からの仕送り(前期高齢者交付金)もいただている。

協会けんぽ1.6兆円＋組合健保1.6兆円＋その他健康保険0.5兆円＝3.7兆円⇒国保へ

（令和元年度予算ベース）

国保の広域化

- ・国保は構造的に財政基盤が脆弱であり、今後、少子高齢化が進み、加入者が減少すると市町村単位での運営が難しくなることから、**平成30年度から都道府県が財政運営の主体となる広域化**が始まりました。

平成29年度まで

市町村単位で運営



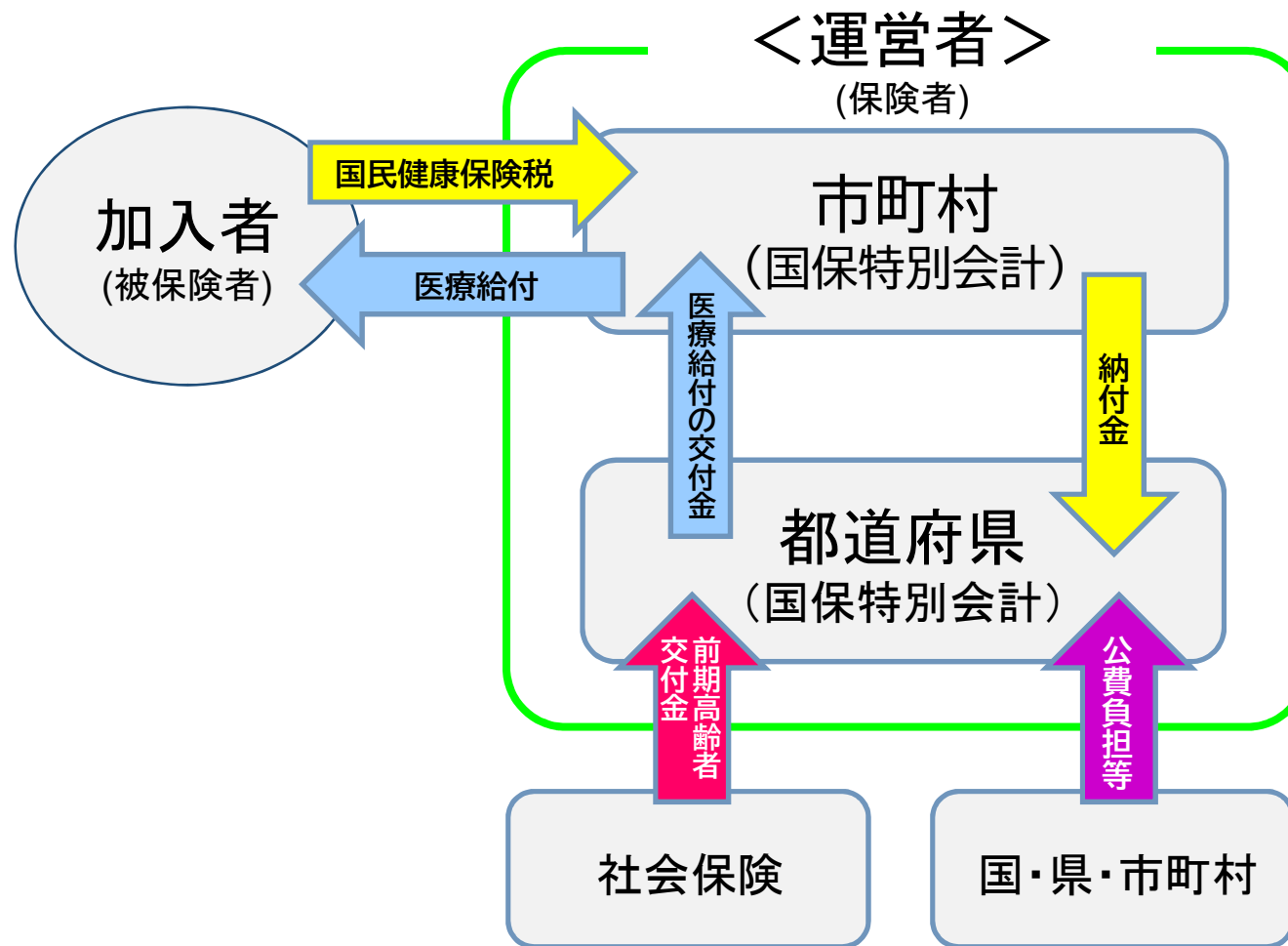
平成30年度から

都道府県が運営に加わり
財政運営の主体となる

<広域化後>

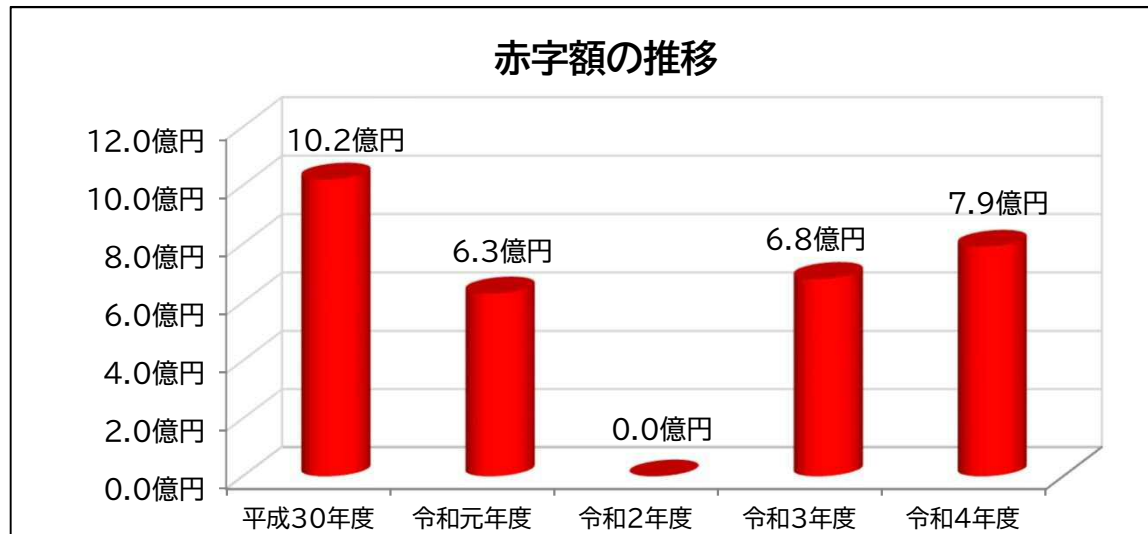
- ・都道府県が財政運営の責任主体に
- ・都道府県が運営方針を定め、事務の効率化・標準化・広域化を推進
- ・国費の拡充により財政基盤を強化(毎年3,400億円)

広域化後の財政運営のイメージ図



越谷市国保の状況

- ・越谷市の国保は、赤字が続いている。



※令和2年度は県に支払う納付金が精算で大きく減少したため、一時的に赤字が解消された。
※令和4年度は当初予算ベース

<赤字について>

- ・赤字は一般会計からの繰入で補填している。
- ・埼玉県の国保運営方針で令和8年度までの赤字解消が目標とされた。
⇒令和9年度から県内の保険税率を統一化するため
- ・越谷市では赤字削減・解消計画を定め、令和8年度までの解消を目指す。

赤字解消に向けた取り組み

①保健事業の推進

⇒特定健診や特定保健指導など

②医療費の適正化

⇒レセプト点検の充実やジェネリック医薬品の推進など

③収納率の向上

⇒口座登録の推進や休日納税相談・夜間電話催告など

④さらなる公費拡充の要望

⇒国へ公費拡充を要望

それでも赤字解消が難しい場合

➡税率の改定(令和4年度・令和6年度見込・令和8年度見込)